

2014 年 5 月 14 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—財政・税務政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 325 号 ）

財政部・国家税務総局、 電信業でも増値税改革を実施へ 適用税率は 11%、6%の二段階に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政部と国家税務総局は、2014 年 4 月 29 日付で『電信業を営業税の増値税への徴収変更試行に組み入れることに関する通達』（財税[2014]43 号、以下『43 号通達』という）を公布しました。流通税の適用を「営業税から増値税へと変更する税制改革」（通称「営改増」、以下「増値税改革」という）の対象業種に電信業を組み入れることを発表しました。適用税率は基礎電信サービスが 11%、付加価値電信サービスが 6%となっており、2014 年 6 月 1 日から施行されます。

財政部と国家税務総局は、2013 年 12 月 12 日付に公布した『鉄道運輸および郵政業を営業税の増値税への徴収変更試行に組み入れることに関する通達』（財税[2013]106 号、以下『106 号通達』という）において、増値税改革に係る規定文書を改定しています。電信サービスを提供

【図表 1】増値税改革を実施する電信サービスの分類

	サービスの定義	税率
基礎電信サービス	固定・移動ネットワーク、衛星、インターネットを利用して、音声通話サービスを提供する業務活動、ならびに帯域、周波数等のネットワーク要素をレンタルもしくは販売する業務活動	11%
付加価値電信サービス	固定・移動ネットワーク、衛星、インターネット、有線テレビネットワークを利用して、ショートメッセージ（短信）・マルチメディアメッセージ（彩信）サービス、電子データ・情報の伝送・応用サービス、インターネット接続サービス等を提供する業務活動（衛星テレビ信号地上中継接続サービスを含む）	6%

（『43 号通達』第 2 条、第 3 条）

する企業は 2014 年 6 月 1 日より、この『106 号通達』の関連規定に基づいて増値税を納付しなければなりません（『43 号通達』第 1 条）。

なお、電信サービスに付随してユーザー識別カード等の商品や別の電信サービスを無償提供する場合、元の電信サービスと付随する商品・サービスの価格を別々に計算し、それぞれの適用税率に基づいて増

値税を納付しなければなりません（第4条）。また、ポイント交換で付与する電信サービスは、増値税の課税対象外となっています（第7条）。

【図表 2】 増値税改革試行の流れ

2011 年 10 月 26 日	国務院常務会議が上海での増値税改革の試行実施を決定
11 月 16 日	財政部と国家税務総局が『 <u>「営業税の増値税への徴収変更試行方案」の印刷・配布に関する通達</u> 』（財税[2011]110号）、『上海市における交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増値税への徴収変更試行を展開することに関する通達』（財税[2011]111号）を公布、上海市での増値税改革試行を正式発表
2012 年 1 月 1 日	上海市で交通運輸業および一部の現代サービス業における増値税改革を試行実施
7 月 31 日	財政部と国家税務総局が『北京等8省市における交通運輸業および一部の現代サービス業の営業税の増値税への徴収変更試行の展開に関する通達』（財税[2012]71号）を公布、増値税改革の試行実施地域の拡大を発表
9 月 1 日	北京市で増値税改革を試行実施
10 月 1 日	江蘇省、安徽省で増値税改革を試行実施
11 月 1 日	福建省、広東省で増値税改革を試行実施
12 月 1 日	天津市、浙江省、湖北省で増値税改革を試行実施
2013 年 4 月 10 日	国務院常務会議が、交通運輸業および一部の現代サービス業における増値税改革の全国展開を決定
5 月 24 日	財政部と国家税務総局が『交通運輸業および一部の現代サービス業における営業税の増値税への徴収変更試行に係る税收政策の全国展開に関する通達』（財税[2013]37号）を公布、増値税改革の全国展開を正式発表
8 月 1 日	交通運輸業および一部の現代サービス業における増値税改革を全国展開
12 月 4 日	国務院常務会議が、鉄道運輸・郵便業における増値税改革の試行実施を決定
12 月 12 日	財政部と国家税務総局が『 <u>「鉄道運輸および郵政業を営業税の増値税への徴収変更試行に組み入れることに関する通達</u> 』（財税[2013]106号）を公布。鉄道運輸・郵便業を増値税改革に組み入れ
2014 年 1 月 1 日	鉄道運輸・郵便業で増値税改革を試行実施
4 月 29 日	財政部と国家税務総局が『 <u>「電信業を営業税の増値税への徴収変更試行に組み入れることに関する通達</u> 』（財税[2014]43号）を公布。電信業を増値税改革に組み入れ
6 月 1 日	電信業で増値税改革を試行実施へ
2015 年まで（目標）	サービス業における増値税改革を完了へ

（関連通達に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 3】 サービス業の増値税適用税率

税率	適用業種（課税サービス）
17%	✓ 有形動産リースサービス（ファイナンスリース、オペレーティングリース）
11%	✓ 交通運輸業サービス（陸運〔鉄道運輸を含む〕、水運、空運、パイプライン輸送） ✓ 郵便業サービス（普通郵便、特殊郵便、その他の郵便）※1 ✓ 基礎電信サービス
6%	✓ 研究開発・技術サービス（研究開発、技術譲渡、技術コンサル、ESCO、工事実地調査探査） ✓ 情報技術サービス（ソフトウェア、電気回路の設計・テスト、情報システム、業務プロセス管理） ✓ 文化創意サービス（設計、商標・著作権譲渡、知的財産権、広告、会議・展覧会） ✓ 物流補助サービス（航空、港湾埠頭、貨物運輸・旅客運輸ステーション、サルベージ・救助、貨物運輸代理、代理通関、倉庫、積卸運搬、集配） ✓ 鑑定証明・コンサルティングサービス（認証、鑑定証明、コンサル） ✓ ラジオ・映画・テレビサービス（制作、配給、放送） ✓ 付加価値電信サービス
0%※2	✓ 国際運輸サービス（台湾・香港・マカオを含む、関連許可証を要取得） ✓ 宇宙運輸サービス（衛星等の打上げサービス） ✓ 国外企業に提供する研究開発・設計サービス（国内不動産の設計を除く）
免税※3	※ 国内で提供する課税サービスに対する主な免税措置 ✓ 個人が譲渡する著作権 ✓ 障害者個人が提供する課税サービス ✓ 省級科学技術部門の認定を受けた技術譲渡・技術開発および関連サービス ✓ 条件に合致する省エネ企業が ESCO プロジェクトにおいて提供する課税サービス ✓ IT アウトソーシング、業務アウトソーシング（BPO）、ナレッジプロセスアウトソーシング（KPO）等のオフショアサービス（2014 年 1 月 1 日～2018 年 12 月 31 日） ✓ 国際貨物運輸代理サービス ✓ 中国邮政集団とその所属郵政企業が提供する普通郵便・特殊郵便サービス
	※ 国外で提供する課税サービスに対する主な免税措置 ✓ 工事・鉱産資源における国外での工事実地調査探査サービス ✓ 会場が国外の会議・展覧会サービス ✓ 在庫場所が国外の倉庫サービス ✓ 国外で使用する有形動産リースサービス ✓ 輸出貨物のために提供する郵便サービスおよび集配サービス ✓ 国外で提供するラジオ・映画・テレビ作品の配給・放送サービス ✓ 関連許可証を取得していない国際運輸サービス（台湾・香港・マカオを含む） ✓ 国外企業に提供する課税サービス（技術譲渡、技術コンサル、契約対象物が国内の場合を除く ESCO、ソフトウェア、電気回路の設計・テスト、情報システム、業務プロセス管理、商標・著作権譲渡、知的財産権、倉庫・集配を除く物流補助、国内の貨物・不動産に対するものを除く認証・鑑定証明・コンサル、ラジオ・映画・テレビ番組制作、タイムチャーター、航海チャーター、ウェットリース、国外で出稿する広告） ✓ 国外企業に提供する電信サービス
課税対象外	✓ 非営業活動で提供した課税サービス ✓ 国外企業が国内企業に提供する国外で消費する課税サービス ✓ 国外企業が国内企業に提供する国外で使用する有形動産リースサービス

※1 郵便貯金サービスは、金融・保険業として営業税が徴収されます

※2 ゼロ税率の適用を受ける場合、税務部門で毎月、申告手続を行う必要があります

※3 財政部と国家税務総局がゼロ税率の適用を規定している場合は、ゼロ税率が適用されます

このほかにも、一部の業種・地域・対象で免税・減税や徴収後即還付などの措置が認められています。詳しくは、『過渡規定』や『免税規定』をご参照ください。

（関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 4】 増値税の納税者分類と納税額の計算方法

納税者分類	納税者の分類条件	納税額の計算方法
一般納税者	課税サービスで年度売上額が基準（500 万円）以上の納税者 ✓ 条件に合致する納税者は、税務部門に資格認定を申請しなければならない ✓ 会計が健全で、正確な税務資料を提出できる場合、基準以下でも申請可 ✓ 認定後の小規模納税者への変更は原則不可	※ 一般税額計算方法： 納付税額＝当期売上税額－当期仕入税額 売上税額＝売上額×税率（17%、11%、6%） 【売上額と売上税額を一括して価格計算する場合】売上額＝税込売上額÷（1＋税率） ✓ 当期売上税額が当期仕入税額を下回った場合、翌期に繰り越して控除可
小規模納税者	課税サービスで年度売上額が基準（500 万円）以下の納税者 ✓ 日常的に課税サービスを提供しない非企業性単位・企業・個人商工業者は、小規模納税者を選択可	※ 簡易税額計算方法： 納付税額＝売上額×徴収率（3%） 【売上額と売上税額を一括して価格計算する場合】売上額＝税込売上額÷（1＋徴収率） ✓ 仕入税額は控除できない ✓ 特定の課税サービス（公共交通サービス等）は簡易税額計算方法を選択可（選択後 36 カ月以内の変更は不可）
源泉徴収義務者	✓ （国内に経営機構を設置していない国外企業が国内で課税サービスを提供した場合）国内代理人もしくはサービスの受取側	※ 源泉徴収額の計算方法： 源泉徴収すべき税額＝サービス受取側が支払う代金÷（1＋税率）×税率

（『106 号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『43 号通達』の詳細は、5 ページからの日本語仮訳および 7 ページからの中国語原文をご参照ください。なお、増値税納付の実務手続等については、所在地の税務局または会計士事務所にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

財政部・国家税務総局

財税[2014]43号

電信業を営業税の増値税への徴収変更試行に組み入れることに関する通達

各省・自治区・直轄市・計画単列市の財政庁(局)・国家税務局・地方税務局、新疆生産建設兵団財務局：
国務院の批准を経て、電信業を営業税の増値税への徴収変更（以下「営改増」という）試行に組み入
れる。ここに関連事項について以下のように通知する。

- 1、 中華人民共和国国内（以下「国内」という）で電信業サービスを提供する単位および個人は、
増値税納税者として、本通達および『財政部・国家税務総局による鉄道運輸および郵政業を営
業税の増値税への徴収変更試行に組み入れることに関する通達』（財税[2013]106号）の規定に
基づき増値税を納付し、再び営業税を納付しない。
- 2、 電信業サービスは、財税[2013]106号文書が規定する課税サービス範囲に組み入れる。具体的な
課税サービス範囲注釈は以下のとおり。

電信業とは、有線、無線の電磁システムもしくは光電システム等の各種通信ネットワーク資源
を利用して、音声通話サービス、画像・ショートメッセージ等の電子データおよび情報の伝送・
発信・受取もしくは応用を提供する業務活動を指す。基礎電信サービスおよび付加価値電信サ
ービスを含む。

基礎電信サービスとは、固定ネットワーク、移動ネットワーク、衛星、インターネットを利用
して、音声通話サービスを提供する業務活動、ならびに帯域、周波数等のネットワーク要素を
レンタルもしくは販売する業務活動を指す。

付加価値電信サービスとは、固定ネットワーク、移動ネットワーク、衛星、インターネット、
ケーブルテレビネットワークを利用して、ショートメッセージおよびマルチメディアメッセー
ジサービス、電子データおよび情報の伝送および応用サービス、インターネット接続サービス
等を提供する業務活動を指す。衛星テレビ信号地上中継接続サービスは、付加価値電信サービ
スに基づき増値税を計算納付する。

- 3、 基礎電信サービスの提供は、税率を11%とする。付加価値電信サービスの提供は、税率を6%
とする。
- 4、 納税者が電信業サービスを提供するとき、ユーザー識別カード、電信端末等の貨物もしくは電

信業サービスを付帯して贈与する場合、その取得するすべての代金および価格外費用について別々に算定を行い、各自が適用する税率に基づき増値税を計算納付する。

- 5、 中国移动通信集团公司、中国聯合網絡通信集团有限公司、中国电信集团公司およびそのメンバー単位が、携帯電話ショートメッセージ公益特殊サービス番号を通じて公益性機構（名簿は付属文書を参照）のために受ける寄付金サービスは、その取得するすべての代金および価格外費用から、公益性機構に支払う寄付金を控除した後の残額を売上額とする。
- 6、 国内単位および個人が中華人民共和国国外の単位に提供する電信業サービスは、増値税を免除する。
- 7、 ポイント交換形式で贈与する電信業サービスは、増値税を徴収しない。
- 8、 2015 年 12 月 31 日まで、国内単位における一般納税者が衛星を通じて提供する音声通話サービス、電子データおよび情報の伝送サービスは、簡易税額計算方法に基づく増値税の計算納付を選択することができる。
- 9、 『国家税務総局による「営業税税目注釈（試行稿）」の印刷・配布に関する通達』（国税発[1993]149号）における郵便・電話・通信業税目は執行を停止する。
- 10、 本通達は、2014 年 6 月 1 日より執行する。各地は、電信業の「営改増」試行業務を高度に重視し、試行業務の組織指導を適切に強化し、周到に手配し、責任を明確化し、各種の有効措置を採用し、試行前の各種準備ならびに試行過程におけるモニタリング分析および広報・説明等の業務を適切に遂行し、改革の平穩で、秩序ある、順調な進行を確保する必要がある。問題に遭遇した場合、遅滞なく財政部および国家税務総局に反映すること。

付属文書：携帯電話ショートメッセージ特殊サービス番号および公益性機構名簿〔略〕

財政部 国家税務総局

2014 年 4 月 29 日

(中国語原文)

财政部 国家税务总局
财税[2014]43 号
关于将电信业纳入营业税改征增值税试点的通知

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、地方税务局，新疆生产建设兵团财务局：
经国务院批准，电信业纳入营业税改征增值税（以下称营改增）试点。现将有关事项通知如下：

一、 在中华人民共和国境内（以下称境内）提供电信业服务的单位和个人，为增值税纳税人，应当按照本通知和《财政部 国家税务总局关于将铁路运输和邮政业纳入营业税改征增值税试点的通知》（财税〔2013〕106 号）的规定缴纳增值税，不再缴纳营业税。

二、 电信业服务纳入财税[2013]106 号文件规定的应税服务范围。具体应税服务范围注释为：

电信业，是指利用有线、无线的电磁系统或者光电系统等各种通信网络资源，提供语音通话服务，传送、发射、接收或者应用图像、短信等电子数据和信息的业务活动。包括基础电信服务和增值电信服务。

基础电信服务，是指利用固网、移动网、卫星、互联网，提供语音通话服务的业务活动，以及出租或者出售带宽、波长等网络元素的业务活动。

增值电信服务，是指利用固网、移动网、卫星、互联网、有线电视网络，提供短信和彩信服务、电子数据和信息的传输及应用服务、互联网接入服务等业务活动。卫星电视信号落地转接服务，按照增值电信服务计算缴纳增值税。

三、 提供基础电信服务，税率为 11%。提供增值电信服务，税率为 6%。

四、 纳税人提供电信业服务时，附带赠送用户识别卡、电信终端等货物或者电信业服务的，应将其取得的全部价款和价外费用进行分别核算，按各自适用的税率计算缴纳增值税。

五、 中国移动通信集团公司、中国联合网络通信集团有限公司、中国电信集团公司及其成员单位通过手机短信公益特服号为公益性机构（名单见附件）接受捐款服务，以其取得的全部价款和价外费用，扣除支付给公益性机构捐款后的余额为销售额。

六、 境内单位和个人向中华人民共和国境外单位提供电信业服务，免征增值税。

- 七、 以积分兑换形式赠送的电信业服务，不征收增值税。
- 八、 在 2015 年 12 月 31 日以前，境内单位中的一般纳税人通过卫星提供的语音通话服务、电子数据和信息的传输服务，可以选择按照简易计税方法计算缴纳增值税。
- 九、 《国家税务总局关于印发〈营业税税目注释（试行稿）〉的通知》（国税发[1993]149 号）中，邮电通信业税目停止执行。
- 十、 本通知自 2014 年 6 月 1 日起执行。各地要高度重视电信业营改增试点工作，切实加强试点工作的组织领导，周密安排，明确责任，采取各种有效措施，做好试点前的各项准备以及试点过程中的监测分析和宣传解释等工作，确保改革的平稳、有序、顺利进行。遇到问题及时向财政部和国家税务总局反映。

附件：手机短信公益特服号及公益性机构名单

财政部 国家税务总局

2014 年 4 月 29 日

附件：

手机短信公益特服号及公益性机构名单

单位名称	公益机构名称	特服号码
中国移动通信集团公司	中国红十字会	10699993
中国联合网络通信有限公司	中国红十字会	10699993
中国移动通信集团公司	中华环境保护基金会	10660888
中国移动通信集团公司	中国儿童少年基金会	10699958
中国移动通信集团公司	中华健康快车基金会	10699995
中国移动通信集团公司	中国绿化基金会	10699969
中国联合网络通信有限公司	中国绿化基金会	10699969
中国电信股份有限公司	中国绿化基金会	10699969
中国移动通信集团公司	中国社会工作协会	10699919
中国联合网络通信有限公司	中国社会工作协会	10699919
中国电信股份有限公司	中国社会工作协会	10699919
中国移动通信集团公司	中国青少年发展基金会	10699966
中国移动通信集团公司	中国扶贫基金会	10699999
中国联合网络通信有限公司	中国扶贫基金会	10699999

单位名称	公益机构名称	特服号码
中国移动通信集团公司	中国华侨公益基金会	10699996
中国联合网络通信有限公司	中国华侨公益基金会	10699996
中国电信股份有限公司	中国华侨公益基金会	10699996
中国移动通信集团公司	中国妇女发展基金会	10699988
中国移动通信集团公司	中国红十字基金会	10699990
中国联合网络通信有限公司	中国红十字基金会	10699990
中国电信股份有限公司	中国红十字基金会	10699990
中国移动通信集团公司	中国宋庆龄基金会	10699998
中国联合网络通信有限公司	中国宋庆龄基金会	10699998
中国电信股份有限公司	中国宋庆龄基金会	10699998